

総社市水道企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第1号

総社市水道企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

総社市水道企業職員特殊勤務手当支給規程（平成17年総社市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|--|------------------------|--|--|------------------------|
| (手当の種類等) 第2条 手当の種類、支給範囲及び支給額は、次のとおりとする。 | | | (手当の種類等) 第2条 手当の種類、支給範囲及び支給額は、次のとおりとする。 | | |
| 種類 | 支給範囲 | 支給額 | 種類 | 支給範囲 | 支給額 |
| 非常出動手 当 | 勤務時間外に非常出勤して水道施設工事 (水道施設の非常点検及び修理を含む。) に従事した職員 | 1回につき <u>3,000円</u> | 非常出動手 当 | 勤務時間外に非常出勤して水道施設工事 (水道施設の非常点検及び修理を含む。) に従事した職員 | 1回につき <u>2,000円</u> |
| 略 | | | 略 | | |

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。